

○東北学院大学「学生による授業評価」実施委員会規程

平成 18 年 4 月 1 日
制定

改正 平成 22 年 6 月 1 日

(設置)

第 1 条 東北学院大学点検・評価委員会規程第 8 条に基づき、東北学院大学点検・評価委員会（以下、「点検・評価委員会」という。）のもとに、東北学院大学「学生による授業評価」実施委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 委員会は、東北学院大学における教育方法の改善に資するため、各学部・学科及び個々の教員が行う「学生による授業評価」を支援することを目的とする。

(審議・検討事項)

第 3 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を審議・検討し、その実施にあたる。

- (1) 質問項目・回答用紙の作成、教員への連絡、回答の読み取り・集計作業等、「学生による授業評価」を実施するに際して必要な事項について、各学部・学科に協力すること
- (2) 各学部・学科における「学生による授業評価」の実施状況を相互に報告し、意見を交換すること
- (3) 「学生による授業評価」に関する情報を収集して分析し、情報及び分析によって得られた知見を、学部・学科及び個々の教員等に提供すること
- (4) 各学部・学科による報告書の作成を支援すること
- (5) その他「学生による授業評価」実施に必要なこと

2 委員会は、その活動を、年度ごとに点検・評価委員会に報告するものとする。

(構成)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成される。

- (1) 学務担当副学長
- (2) 学部から選出された委員 各若干名
- (3) 学務部長

2 委員会には次の各号に掲げる事務職員が陪席するものとする。

- (1) 学務部教務課長
- (2) 学務部学事課長
- (3) 学長室学長室事務課長
- (4) 情報システム部情報システム課長
- (5) 前 4 号の陪席者の業務遂行を助ける事務職員若干名

3 委員会は、必要に応じて、第 1 項の委員及び第 2 項の陪席者以外の者の出席を求めることができる。

4 委員会は、必要に応じて、小委員会又は作業部会を設けることができる。

(役職)

第5条 委員会に委員長を置く。委員長は、学務担当副学長がその任にあたる。

2 委員長は、委員の中から書記を指名することができる。書記は、議事録を作成するほか、委員会の運営について委員長に協力する。

(開催及び定足数)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

2 委員長は、委員総数の3分の1以上の委員の要請がある場合は、速やかに委員会を開催しなければならない。

3 委員会の開催は、委員の過半数の出席を必要とする。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(委員の任期)

第7条 各委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学務部学事課がこれを行う。

2 大学外の評価機関による評価が行われる場合には、学務部学事課と学長室学長室事務課が協力するものとする。

(改廃手続き)

第9条 この規程の改廃は、点検・評価委員会が発議し、全学教授会の議を経て大学長がこれを行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成18(2006)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22(2010)年6月1日から施行する。